## 水域別におけるKHV病まん延防止措置

全国及び都内で同時多発的に感染拡大しており、国は感染ルートの解明に向け調査中である。

都は、3月に移動禁止の呼びかけをしているが、改めて都民にコイの移動、持出しをしないよう呼びかけることを基本に対応する。 また、発生地に対する対応は以下のとおりとする。

|   |   | まん延防止の方法   |
|---|---|--|
|   |   | 発病が確認  |
| <b>養殖場・釣り堀</b><br>(注排水のコントロールが可能)             |   | ・法( )に基づき、コイの処分(焼却または埋却)を命令<br>・養殖場、釣り堀の池の消毒、コイの処分を行う。                                   |
| 公園の池  | 河川への接続がなく、注排水がコントロール可能な池                | ・池の消毒、コイの処分(焼却または埋却)を行う。   |
|   | 上記の池で、面積規模、消毒剤の周辺住民への影響等<br>により消毒不可能なもの | ・速やかにへい死コイを回収して処分(焼却または埋却)<br>・池の監視を実施、KHVに対する一般都民への周知を                                  |
|   | 河川と接続あるいは一体を成す公園の池                      | 図る。  |
| <b>天 然 河 川</b><br>(降雨、増水により<br>注排水のコントロールが不能) |   | ・速やかにへい死コイを回収して処分(焼却または埋却)<br>・関係機関、漁業者と連携した河川の監視を実施。<br>・コイの持出し禁止等内水面漁業管理委員会指示の周知<br>徹底 |

持続的養殖生産確保法